

成田市教育委員会会議事録

平成29年7月成田市教育委員会会議定例会

期 日 平成29年7月25日 開会：午後2時 閉会：午後4時22分

会 場 成田市役所5階503会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	関 川 義 雄
委 員 (教育長職務代理者)	小 川 新太郎
委 員	高 木 久美子
委 員	福 田 理 絵
委 員	佐 藤 勲

出席職員

教育部長	宮 崎 由紀男
教育部参事	神 山 金 男
教育総務課長	鬼 澤 正 春
学校施設課長	篠 塚 正 人
学務課長	高 梨 哲 生
教育指導課長	高 安 輝 司
生涯学習課長	田 中 美 季
学校給食センター所長	山 田 昌 弘
公民館長	神 崎 良 浩
図書館長兼視聴覚サービスセンター所長	池 田 桂 士
スポーツ振興課長	伊 藤 善 光
スポーツ振興課施設係長	黄 野 秀 樹
教育総務課長補佐 (書記)	篠 塚 康 孝

傍聴人：0人

1. 教育長開会宣言

2. 署名委員の指名 小川新太郎委員、佐藤勲委員

3. 前回議事録の承認

4. 教育長報告

主催事業等

○7月6日 平成29年度第1回社会教育委員会議について

今年度第1回目の会議を行いました。社会教育委員会議では、前年度実施した社会教育関連事業の成果や課題、予算執行状況等を報告し、意見を聴取すると同時に、今年度の状況についても同様に意見を伺ったりしております。また、今年度から生涯スポーツ課と生涯学習課の文化振興部門が市長部局の管轄になり教育委員会から市長部局に移ったので、社会教育委員からその所管の事業に意見を述べるのは本来の目的からずれてしまうこととなります。しかし、昨年度は教育委員会の所管であったため、今回はこの会議においても担当者に出席を求め、事業概要を説明してもらいました。

なお、今年度の委員長には、昨年度に引き続き、橘内忠成氏が、また、副委員長には日暮健氏が選出されました。会議の中では、今回、組織改変をして何か影響はないのか、また、それぞれの部署で行う事業のすみ分けをしっかりとってほしいという意見や、高校開放講座について、受講者が少ないことから、魅力的な内容になっていないのではないか、もっと、高校の持つ専門的な分野を生かす講座にすべきではないか等の要望が出されました。会議が終了した後、県の県立学校改革推進課の職員から、県立学校の改変について説明があり、意見交換をしたところでした。

○7月12日 平成29年度第1回成田市視聴覚ライブラリー運営委員会について

第1回目の運営委員会ということで、新任の委員の方に委嘱状を交付してから会議に入りました。会議では初めに、委員長並びに委員長職務代理者の選出を行い、委員長には吾妻小学校長の濱本一夫氏を、委員長職務代理者には中台中学校長の谷輝昭氏が選ばれました。会議の内容は、昨年度の事業報告並びに決算、今年度の事業計画と予算についてでしたが、視聴覚ライ

ブラリーについては、印旛管内では成田市と八街市だけが条例で位置付けているだけで、他市ではすでに廃止されている状況です。そもそも、時代の変化とともに、視聴覚ライブラリーの必要性がなくなりつつあることが最大の要因であると思います。これまで、視聴覚ライブラリーに頼ってきた教材は、デジタル教科書や、書画カメラ、インターネットの普及等により、どの学校でも簡単に最新情報を手に入れることができるようになったことなど、視聴覚ライブラリーの果たすべき大きな役割がなくなってきているのではないかと考えています。この運営委員会では、ライブラリーの今後の在り方についても、検討していかなければならないと思っております。

○7月13日 平成29年度第1回成田市公民館運営審議会について

公民館運営審議会においては、昨年度の事業報告と今年度の事業進捗状況、昨年度の公民館主要工事の内容と、今年度の主要工事の進捗状況について伝え、ご意見を伺ったところです。実施事業については、特段、ご意見は出されませんでした。公民館主要事業に関連して、様々な要望が出され、運営審議会というよりは、要望を受ける場のような印象を持ちました。そもそも公民館運営審議会は、公民館の適切な運営に対して、ご意見を頂戴する場であるはずなのに、施設の修繕を始め、備品の調達などへの要望や意見がほとんどだったのは、少々残念な気がしております。もちろん公民館利用者の声は大切にしていかなければならないと思っております。

○7月20日 平成29年度第2回成田市文化財審議委員会について

今年度第2回目の審議委員会でした。この日は、楽満寺の算額絵馬について、市の指定文化財にすることが適当かどうか諮問し、歴史資料としての算額1点を市指定の文化財にすることで答申を得ました。そもそも、この算額は、今年、県から指定文化財として認められたガラス絵馬類と共に、以前から成田市の指定文化財でしたが、この算額だけが県指定から外れていたため、一旦解除していた市の指定を改めて指定することにしました。審議委員会では、この他にも、埋蔵文化財の紹介状況を報告するとともに、市の指定天然記念物であった「船形の大シイ」が倒壊してしまったことを報告させていただきました。倒壊した大シイは、巨木であり、この後どのような処置をするにしても費用がかさみ、所有者の責任でこれを行うことはなかなか厳しい状況です。幸い、現状は落下するなど危険な状況にはないということです。

○7月20日 平成29年度第1回成田市立図書館協議会について

今年度第1回目の協議会で、全委員さんに委嘱状をお渡ししました。任期は2年となります。この協議会では、図書館事業の説明とその予算について報告し、委員の方々から様々なご意見をいただく場となっています。この日は、新しい任期が始まったということで、委員長、副委員長の選任を行いました。委員長には野村豊氏、副委員長には新山小校長の半田康氏が選ばれました。協議の中では、前年度当初予算額と、前年度決算の際の予算額に差があることの理由や、前年度決算報告書と本年度予算書を明記した表の違いが理解できず、かなり厳しい口調で事務局を非難するご意見があったり、図書館事業との関連からということで、図書館施設が障がいのある方には使いにくいという現状を、強く訴えるご意見があったりで、その言い回しがあまりに強烈であったため、議長をしていた委員長からも発言の仕方を注意される場面までありました。そもそもこの協議会は何のために開催しているのかということを見ると、図書館事業が多くの方々に喜ばれるようなものとなるよう、もっと前向きな発言をしてほしいと感じた次第です。

その他

○6月29日 平成29年度千葉県教育庁北総教育事務所所長等訪問について

川上小 (6/29)、津富浦小 (6/30)、大須賀小・桜田小 (7/3)、
豊住小・加良部小 (7/10)、成田中 (7/11)、公津の杜中 (7/13)、
西中 (7/14)

6月29日から7月14日まで、北総教育事務所所長訪問や次長訪問、管理訪問など合わせて9校を見てきましたので、その結果をご報告いたします。

学校では、7月に入ると既に学期末処理の時期となり、職員も多忙を極める時でもあります。そんな中、丁寧な学校経営説明及び授業参観などに協力してくれた学校に感謝したい気持ちです。私は今回の訪問では初めての中学校参観となりましたが、参観したそれぞれの中学校では、落ち着いた態度で学習している中学生の姿を見ることができました。以前は、全く授業に参加できない生徒や、やる気のない生徒がどこの学校にも何人か見られましたが、私が見た3校では、そうした生徒はほとんど見られなかったように思います。ただ、授業そのものについては、まだまだ教師の授業力アップが必要だと感じる場面がありましたし、小学校と比べるとICT機器の活用が進んでいない現実を見せられた気がします。経験の浅い教員が増えている現状から、ベテラン教員がもっと率先して範を示せる授業展開を心がけ、良い手本を見せられるようにしてほしいと感じた次第です。今回の訪問に際して、各委員さん方のご感想もぜひお聞きしたいと思います。また、今回の訪問では、教育事務所から、教員の多忙化に関連して、その解

消に向けて、学校はもっと努力しなさいと受け取れるような発言があったことはいかななものかと思った次第です。私は、教育委員会としてこうするので、少しでも多忙化解消につなげたいといった言い方をしてきました。学校は、やるべきことが多すぎて多忙なわけで、誰だってそれを解消したいと望んでいるはずです。ですから、県や市の立場で、何ができるかを考え、こうすることで少しでも多忙化解消につながりませんかと問いかけるのが、本来の在り方であると思っています。

○6月30日 平成29年度千葉県都市教育長協議会全体会・分科会について

都市教育長協議会では、毎年、県や国に対して要望書を挙げていますが、この日は、分科会でそれぞれの部門別に何を重点要望にすべきか、何を除外するか協議をしてきました。この要望が必ずしも実現するわけではありませんが、何か働きかけをしなければ、何も変わらない。何も変わらなければ学校の教育も何も変わっていかない。そんな思いから少しでも変化を期待して、各都市の教育長が議論して要望書を取りまとめています。また、この会議では、各市との情報交換もでき、有益な時間となりました。

○7月3日 「社会を明るくする運動」街頭キャンペーンについて

宮崎教育部長、篠塚教育総務課長補佐と3人で、教育委員会部局を代表して街頭キャンペーンに参加してきました。毎年実施しているキャンペーンで、全国規模で行っているものです。ただ、この日は、成田国際高校が振替休日なっていたり、他の高校でも同様の学校があったのか、例年に比べると高校生の姿が少なかったように思えました。高校生が少ないとキャンペーンで配るティッシュを受け取ってくれる人も少なく、なかなか大変でした。

○7月4日 姉妹都市アメリカ・サンブルーノ市 中学生友好訪問団 表敬訪問及び歓迎夕食会について

毎年、この時期に成田市にやってくるアメリカ、サンブルーノの中学生たち。今年は10人の中学生がやってきました。どの子も非常にしっかりした印象の子たちでした。今年からホームステイの日を6日間としたことで、子どもたち同士のつながりがより密接になるだろうとのことでした。初めて来日する生徒がほとんどですので、きっと良い思い出がたくさんできたものと思います。お子さんをホームステイさせてくれたご家庭では、大変だったとは思いますが、これからの友好関係を是非継続して行ってほしいと願っています。

○7月6日 2017年度「成田市大栄B&G海洋センター修繕助成」決定書授与式について
大栄にあるB&G海洋センターの受電設備改修工事、照明LED化工事を実施するに際し、B&G海洋センターから助成金1,300万円を頂けることになり、その修繕助成決定書授与式が行われました。この助成金については、海洋センターの評価が特A評価であることが必要で、成田市は、その評価をいただいていることから、こうした多額の補助を受けることができました。評価は施設の利用状況や、各種会議などの出席状況等々、様々な基準をクリアしなければなりません。特A評価は最高の評価であり、今後もこの評価を維持していけるよう、B&Gの施設の有効利用を考えていきたいと思いました。なお、施設の工事は今年10月から開始し、来年の2月に完成の予定です。

○7月7日 平成29年度第2回教科用図書採択地区協議会について

富里市が事務局となってこの協議会が開催されています。当日は、小川委員さんが都合で欠席されたことから、私一人が成田市の代表で出席しました。この結果につきましては、本日の議題として取り上げておりますので、その議案審議の際に私から少し説明をさせていただきますので、この報告事項の中では省略させていただきたいと思えます。ただ、感想だけ一言申し上げるなら、道徳の教科書は初めての採択となるだけに、どういう基準で選んだらいいのか、どの委員さんも悩んでおられた様子でした。

○7月12日 総合計画策定委員会について

「NARITAみらいプラン」第3次実施計画の財政状況と、各部でローリング要求をしている新規事業や主要事業の説明がありました。どの部署も、年々要求額が上がるのは仕方ないにしても、それに伴って税収が伸びるわけではありませんし、市全体でバランスよく、支出していくことが求められています。教育委員会関係では、大栄地区小中一体型校舎建築と、給食施設整備に大きな財政支出を必要としています。開校予定年度が東京オリンピック・パラリンピックの開かれる翌年ということもあり、建設に当たっては様々な課題があるものと思われます。なお、この日の会議では、教育部関係の事業については特に質問はありませんでした。この後、9月までに査定を終了し、10月から来年度予算の策定に入る予定です。

○7月14日 平成29年 新勝寺・成田市懇談会について

毎年、成田市と新勝寺、双方で交互に実施している懇談会で、今回は新勝寺で開催しました。それぞれ今年度の主要行事や施策などについて報告し、意見交換を行っています。市からは、

国家戦略特区における医学部の新設について、成田山開基1080年祭記念行事について、公設卸売市場再整備について、表参道整備事業についての4点について、また、新勝寺側からは、成田山開基1080年祭記念大開帳について、災害復興支援関連報告、教育・文化・福祉事業について、成田山新勝寺における研究・教育・社会奉仕作業について、それぞれ、説明がありました。毎年この会に出て思うことは、変な話ですが、市の報告事項について、私自身、初めて見聞きする内容が多いということです。例えば、国際医療福祉大学附属病院の土地利用計画の図面や、新生成田市場の基本コンセプトなどは、この日初めて目にしました。そういう意味では、私にとっても、他の部署では、このように計画がされ、このようなスケジュールで進んでいくのだということがわかり、大いに興味が持てる内容ではありました。

○7月21日 平成29年度第2回印旛地区教育委員会連絡協議会定例常任委員会について

この日の協議内容は、印教連の研修視察について、印教連教育功労表彰の表彰規定について、次年度以降の印教連の事務局運営分担について、これまで実施してきた印教連の委員長会議についての4点について協議しました。まず、研修視察ですが、担当は白井市ですが、視察場所のアンケート調査をした結果、事務局一任の声が多かったということで、県立栄特別支援学校と、JRA競馬学校の視察を予定しているとのこと。詳細については、後ほど連絡があると思います。また、印教連表彰については、以前から成田市でお願いしていたことでもありますが、「管理職にあつては、印旛管内在勤10年以上であること」、という項目に該当しなくても、新たに、「学校経営に卓越した力を発揮し、印旛教育に貢献した者」という項目を追加することによって、表彰者の範囲を拡大することにしました。これは、内規の変更ということで対応するため、特に総会での議決は必要ないと考えています。次に、印教連の事務局運営についてですが、成田市は来年度の教科書採択の事務局を担当することになっていましたが、次期学習指導要領の完全実施時期に合わせ、教科書採択のスケジュールに変更があり、新しい小学校用教科書の採択は平成31年度に実施することになりました。その関係で、成田市が事務局を担当するのは来年度ではなく、再来年度に変更されました。これは、以前からの、小学校は成田市で、中学校は佐倉市で、という約束事を優先させた結果です。もうひとつ、これまで実施してきた印教連委員長会議は、教育委員会制度が変わったことにより、委員長の職がなくなってしまったことから、この会議自体も中断しておりました。しかし、印教連総会での意見も踏まえ、教育長以外の方々による協議の場をつくることにしたものです。名称は未定ですが、教育長職務代理者の皆様が対象になるものと思われます。

○7月21日 平成29年度第2回印旛地区教育長会議について

印教連常任委員会の後に教育長会議を行いました。初めに北総教育事務所櫻井管理課長からいくつか伝達事項があった後、県教職員課から講師を招き、教職員の人事評価制度について講義を受けました。北総教育事務所からは、本年度の教職員並びに児童生徒数及び学校数の状況と、来年度の見込みについて話がありました。それによりますと、児童生徒数については、印旛管内は、平成27年度当初と比較し、およそ100人程度増加しているものの、香取地区はおよそ500人、海匝地区でもおよそ600人程度、減少しているとのことでした。また、学校の統廃合もあり、印旛地区では平成27年度当初と比較し、3校、香取、海匝でもそれぞれ2校、学校が減りました。今後もいくつかの学校の統合が予定されており、この減少傾向は続く見込みだということです。そのような状況から、現在学校に配置されている欠員補充講師もなかなか減らしていけない状況にあるとのことでした。因みに、北総管内では、現在290名の欠員補充講師が配置されているそうです。この他、1学期の学校訪問を終えてということで感想を述べられました。

事務所のお話が終わってから、教職員の人事評価について、県の担当者による講義を受けました。評価結果を勤勉手当と昇給に反映させていくという今回の人事評価は、その実施に当たって十分な理解と公正な判断が望まれます。正直、話を伺って、とても大変な評価であるという感想を持ちました。公務員の人事評価については、市役所も既に行っていますが、製品を作る工場や、商品を作り販売する企業とは違って、その成果が見えにくい現状があること、特に教育については、その時々評価しても、その結果として子どもがどんな人間に成長していくかは不透明であり、評価が正しかったか否か、判別しがたいものがあるように思えてなりません。昔、学生時代に1か月間だけ、ある機械メーカーの工場実習に行った際、エンジン部品の一つであるフライホイールの製品検査担当になり、毎日毎日、出来上がった製品の検査を続け、不良品の傾向を探り、生産上どこに問題があるかを担当者が一堂に顔を合わせる場で発表したことがありました。その時、私の発表に対し、製造部門の方から強い反発があり、1つの完成品を作るには、製品検査だけでは見えてこない難しい課題があることがわかりました。機械部品であってもそんな状況です。人の評価についても、評価者によって違いが出ないよう、何度も研修を積んでいるはずですが、運用すると必ず課題は出てきます。職員の給与に反映するという重大な責任を感じながら、公正な評価がなされるよう祈るばかりです。

《教育長報告に対する意見・質疑》

佐藤委員：学校訪問について、先程、教育長のお話にありましており、夏休み間近で学校にとってはきつい時期だと思います。学校にエアコンを設置していただきありがたいと思った一方、訪問の時期を考えていただきたいというのが正直なところですが、所長訪問、次長訪問、管理主事訪問とありましたが、管理主事訪問では、結構、自由な意見が出ることから、一番面白いなと感じました。小学校を見てから中学校を見るという中で、中学校の先生の方が、言葉遣いを含め、子どもたちに対する姿勢というのが、やや横柄であり、丁寧さに欠けるなと感じました。成長段階において子どもたちが少し生意気な感じとなり、それに合わせるという気持ちがあるのかも知れませんが、子どもたちに合わせるということを少し勘違いしているのではないかと感じたところがありました。授業の内容としては、とてもいい授業をしていただけない、参観していて、先生の言葉使いが良くないことを残念に思いました。それと、ある中学校での全体指導の際、ある若い先生の椅子にもたれかかって座って聞く姿勢が、とても悪かったです。このとき、校長先生をはじめ、学校側が、全員、事務所の方のほうを向いて座っていましたが、管理職は、事務所から指導を受ける先生方の様子をうかがうことができる位置にいる必要があるのではないかと思います。

また、先程、教育長が言われた教員の多忙化解消についてですが、私も全く同じ意見です。先生方にはいい環境で一生懸命に働いていただきたいので、教育委員として、行政がどのようにすれば多忙化を解消できるのか、考えていきたいと思えます。

議 長：全体指導における校長の座る場所について、ご提言がありましたので、是非、対応していただきたいと思えます。

福田委員：暑い時期の学校訪問でしたが、特別教室にエアコンがなく、美術など2時間続ける授業となることから、熱中症など危険なのではないかと思いますので、是非エアコンをつけていただきたいと思えます。

別の話になりますが、豊住小、加良部小、西中と訪問しました。北総教育事務所の方がよく言っている授業規律についてですが、小学校では先生方が頑張って指導しており、手を挙げて、指されたら立って答えるということができていますが、中学校では、なぜそれができなくなってしまうのだろうと思えました。肘をついたまま、小さい声でぼそぼそと答え、それにOKを出す先生も、変に子どもに気をつけていて、きちんと注意しないという印象がありました。

また、個人的にある保護者から相談を受けていた先生の授業も見ることができました。予定表にあった理科室では授業が行われておらず、普通教室での授業に変更したようでしたが、校長先生にも連絡をしていないようでした。いざ教室に入ったら、予定表とは全然違う内容の授業をしていて、それもどういふことなのかなと思いました。変更はやむをえないと思いますが、連絡はきちんとすべきだと思います。

議 長：ご意見をいただきましたので、指導等の対応をしていただきたいと思います。

関川教育長：学校訪問の実施時期についてお話がありましたが、これは、地区によって前期と後期に分けておられて、成田は来年度まで前期、再来年度からは後期に実施となりますので、よろしく願いいたします。

小川委員：私は、7月11日に成田中学校、7月13日に公津の杜中学校を訪問しました。両方とも所長訪問でした。成田中学校の方は、落ち着いて勉強に取り組んでいましたけれども、やはり先生方の授業は、教え込む、あるいは、説明に徹しているような授業が多くて、子ども自身に考えさせるような授業はまだ不十分なのかなと感じました。公津の杜中学校も、子どもたちが落ち着いてしっかり勉強をしています。やはり、説明に徹しているような授業が多かったように思います。つまり、両校にそういった授業が多いということは、全体でも、そういう傾向があるということだと思います。私は中学校の教師をしておりましたが、授業をもう少し変えていかなければならないのではないかと思います。例えば、知識を教えるのではなくて、勉強の仕方を学ぶといいますか、学び方を学ばば、自分が何かに興味を持ったときに、どんどん自分で勉強をしながら進んでいくことができます。数学を通して、国語を通して、社会を通して、理科を通して、色々な教科の中から、勉強の仕方を教えていく方がいいのではないのでしょうか。課題を出したら、先生が説明をするのではなくて、子どもに調べさせ、発表をさせるとか、最低限、そういうところから入って行けば、子ども自身が教科書に目をやり、そこから解答を見つけられます。そして、そういう解答の中から、子どもたちの話し合いの中で、授業をまとめていくといった授業もあっていいと思いました。

高木委員：私は、津富浦小、大栄中、加良部小、新山小、成田中、公津の杜中を訪問しました。

本当に暑い中での訪問となりましたが、子どもたち、先生方の熱心に取り組む姿を見ることができ良かったと思います。ただ、冷房が良く効いている部屋とあまり効いていない部屋があり、先生の体感温度が違うのかなとも思いましたが、先程、福田委員もエアコンについておっしゃっていましたが、冷房のない教室では、学習の意欲は下がるのかなと感じたところです。

それから、校務支援システムの導入について、以前、何度かお話がありましたが、校務支援システムというのがどういうものか、大雑把に教えていただけるとありがたいです。

また、先日参加した地域の健全育成の会議の中で、青少年綱引き大会の話がありまして、昨年12月、練習中に児童がけがをしてしまった際に、団体に加入している保険が翌月の1月からでないと使えず困ったということがあったようです。夏休みが終わると、学校によっては既に練習を始めたりしますし、運動会が終わって冬になると、青少年相談員が入って各学校で練習をしています。傷害保険に加入している団体もありますが、賠償保険まで市の方で支援していただく等しないと、ボランティアでやっているのに、何かあった時に訴えられたりすると困ってしまいます。学校支援地域本部事業も始まっていますので、様々な方が学校に入る機会が増え、各地で児童生徒に対する事件も起きていることから、やはり、賠償を含めた保険の加入が必要になってくると思います。外部団体が加入する保険について、市の対応を教えてくださいたいと思います。

議 長：ただいま高木委員より2点ほどご質問がありましたが、まず、校務支援システムについて、説明をお願いします。

鬼澤教育総務課長：校務支援システムにつきましては、学校の教職員の負担をなるべく軽減したいということで導入するシステムで、現在、出欠管理、指導要録、通知書等にそれぞれ入力や手書きしているものを、1つの帳票にデータを入力すれば他の帳票にも反映されることから、転記ミスを防ぐことができるとともに、教職員の事務の効率化を図ることができます。システムの操作に十分慣れる期間が必要なことから、本年9月から全学校で試験的に稼働し、来年度から本格的に稼働するということで導入いたします。

議長：次に、保険について、説明をお願いします。

田中生涯学習課長：まず、綱引きの件ですが、学校に協力をお願いして青少年相談員の連絡会が行っている事業です。団体の方では、皆さんに練習は1月からということでお願いしており、回数も限定した中で練習を行ってくださいとお願いしているところです。したがって、団体の方でお願いしている1月からについては、保険をかけています。保険の内容は、傷害保険だけで、賠償保険はありません。また、団体でお願いしている期間と回数以外でのことにつきましては、各地区の団体で、保険の対応をお願いしているところです。現在、団体への補助金について、市全体で見直しをしていることもありまして、市が主催する事業でないことに対し、賠償についてまで対応することは難しいと考えております。

高梨学務課長：学校支援地域本部事業につきましては、実施要領において、「地域コーディネーター及び地域ボランティアの活動における事故は、市加入の保険で対応する。」としております。昨年度まで4校、今年度は8校で実施していますが、来年度からは全校での実施となりますので、保険の対象となる人数が増えることから、加入する保険について確認したいと思います。

関川教育長：学校管理下での事故に対する保険と、そうでない場合に子どもたちが参加する事業に対する保険については、市議会でも取り上げられておりますが、今後、またさらに検討していく必要があるなど感じているところであります。

福田委員：整理させていただきたいのですが、学校支援地域本部事業は国からの事業ですよね。

高梨学務課長：国、県、市が3分の1ずつの負担で行う事業となっております。

福田委員：あと、放課後子ども教室ですが、何校で実施していますか。

田中生涯学習課長：現在、小学校と義務教育学校において、7校で実施しています。

福田委員：こちら、コーディネーターの方とボランティアの方がいて、保険に加入している

ということですか。

田中生涯学習課長：はい。コーディネーターの方とボランティアの方については、市の加入する保険が適用されます。

なお、参加する子どもたちについては、参加する際に、1年間の保険代として1人につき500円を集めて、保険に加入しております。

議長：それでは、報告事項に関連して、委員の皆様方からいくつかご提言がございましたので、真摯に受け止めて今後にかかしていただきたいと思います。

特別教室のエアコンにつきましては、成田市は、いち早く、教室にエアコンを設置しておりますが、特別教室が設置の対象から除かれております関係で、確かに家庭科室、美術室、図工室など暑かったというのは感じております。

5. 議 事

(1) 議 案

議案第1号から議案第3号については、成田市教育委員会会議規則第20条第1項の規定により非公開により審議する。

<これより非公開>

議案第1号 「成田市教育委員会職員の人事異動について」

《審議結果》

承 認

議案第2号 「平成30年度使用教科用図書の採択について」

高梨学務課長：

それでは、議案第2号、平成30年度使用教科用図書の採択について、ご説明させていただきます。

これは、成田市教育委員会として平成30年度教科用図書の採択をお願いするものです。去る7月7日に第2回教科用図書印旛採択地区協議会が開催され、各市町で採択される候補本の選定が行なわれました。この協議会には関川教育長が出席しました。その結果、本日、小学校教科書・中学校教科書・特別支援学級用の附則9条図書・小学校「特別な教科 道徳」の3点ご提案を申し上げます。なお、本会議で第二回採択地区協議会の選定結果と異なる採択をしますと、印旛9市町が一致した採択になるまで印旛採択地区協議会を何度も開催し協議をしていくことになります。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、1点目、小学校用教科書です。小学校用教科書ですが、「教科用図書の無償措置に関する法律第14条」及び「同施行令第14条第1項」により、小学校用教科書は30年度も29年度と同一の教科書を採択することになっておりますので、採択地区協議会では調査は行われておりません。資料は2ページに記載しているものです。昨年度と同様のものを成田市として採択をお願いするものです。

次に、2点目は中学校用教科書でございます。小学校同様「教科用図書の無償措置に関する法律第14条」及び「同施行令第14条第1項」により、中学校用教科書は30年度も29年度と同一の教科書を採択することになっておりますので、採択地区協議会では調査は行われておりません。資料は3ページに記載しているものです。昨年度と同様のものを成田市として採択をお願いするものです。

3点目は、今年度が採択の年になる小学校「特別な教科 道徳」の教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書についてです。協議会での選定結果は資料4ページから8ページになります。道徳は「教育出版」が選定されました。6月28日の定例会においても「教育出版」の道徳については、「項目がわかりやすい」「時間ごとのめあてが明快」「考えさせ、判断を迫るものがよかった」「心の葛藤を迫る内容だった」等の意見が出されておりました。また、9条本については、今年度5冊の新規のものがありましたが、協議会でもすべて選定されました。本日会議においては、平成30年度教科用図書の採択について、印旛地区採択協議会の選定結果について協議し、成田市としての採択をお願いいたします。

《議案第2号に対する質疑》

小川委員：確認ですが、来年度からは、小学校の道徳の教科書として使用することから、別紙
1の小学校検定図書の中に入れてくるということですか。

高梨学務課長：はい、そういうことになります。

議 長：その他、何かございますか。

ないようですので、議案第2号「平成30年度使用教科用図書の採択について」を採
決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

議案第3号 「学校体育施設管理指導員の委嘱について」

伊藤スポーツ振興課長：

それでは、議案第3号、学校体育施設管理指導員の委嘱について、ご説明いたします。

本案は、市内小学校教頭の退職に伴い、7月1日付で着任した教頭に学校体育施設管理指導
員を委嘱するものです。

委嘱期間は、学校施設の利用に関する規則第5条の3第3項の規定により、前任者の残任期
間とすることから、平成29年7月1日から平成30年3月31日までとします。

以上、よろしく願いいたします。

議 長：ただ今の提案に対して、ご質問等はございますか。

特にないようですので、議案第3号「学校体育施設管理指導員の委嘱について」を採
決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

<一旦、非公開を解く>

議案第4号 「成田市教育委員会教育功労者表彰規則の一部改正について」

鬼澤教育総務課長：

それでは、議案第4号、成田市教育委員会教育功労者表彰規則の一部改正について、ご説明いたします。

毎年、教育委員会では、本市における教育、学術又は文化の振興に関し、特に功績の顕著であった個人又は団体を、成田市教育委員会教育功労者表彰規則に基づき表彰しており、功労彰については、教育長、教育委員会委員、教育委員会が委嘱する非常勤特別職、教育関係団体の会長又は副会長を長年にわたり務められた方等を対象としております。

功労彰を授与される在職年数は、本規則の第3条第1号に掲げる教育長若しくは教育委員会委員又は教育委員会が委嘱する非常勤特別職が12年以上、同条第2号の学校医等が20年以上、同条第3号の婦人会、PTA等教育関係団体の会長又は副会長が12年以上となっております。

このうち、教育委員会が委嘱する非常勤特別職のうち附属機関等の委員については、本市の行政改革推進本部による「附属機関等の設置及び運営に関する指針」において、附属機関等の委員の選任に当たって、当該附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層から選任することとし、一つの附属機関等に引き続き10年を超えて在任している委員は、選任しないことと示されています。また、教育長、教育委員会委員及び附属機関以外の非常勤特別職については、近年、12年以上務めた方は少ない状況であります。

以上のことから、指針や実情を踏まえるとともに、市表彰式において合同で表彰を行う成田市表彰の基準年数を考慮するとともに、成田市表彰規則の一部改正後の成田市表彰と教育委員会表彰の基準年数について整合を図る観点から、教育長等の職にある方の基準年数を10年以上に引き下げるため、本規則の一部を改正しようとするものです。

また、表彰対象者及び在職基準の適用関係を明確にするため、文言の整理を併せて行おうとするものです。

なお、学校医等については、学校医等の人数に対し学校数の方が多いため複数校の学校医等を兼務のうえ、長年務めていただいている実情等から、また、婦人会、PTA等教育関係団体の会長又は副会長については、それぞれの組織で選任することから、基準年数の引下げを行わないこととします。

第4号議案の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

《議案第4号に対する質疑》

高木委員：最初に、非常勤特別職の方について、定義というか、どのような方がいるのかお聞きしたいのと、広く様々な方から意見をいただくため、附属機関等の委員として10年を超えて在任しない方がいいという考え方であるのに、10年以上の方を表彰することが理解できません。また、教育長と教育委員会委員についてですが、私は、教育委員会で表彰する必要はないと思います。それと、婦人会というのは、今、活動していないと思いますし、職業とされている学校医、学校歯科医、学校薬剤師の方を教育委員会で表彰するべきなのか少し疑問に思いました。表彰対象の具体的な団体名を入れたり、基準の年数を入れたりすることはおかしいと思います。

鬼澤教育総務課長：非常勤特別職につきましては、非常勤特別職の職員の報酬及び費用の弁償に関する条例がありまして、そこに別表で列挙されております。元々は、地方自治法で非常勤特別職を委嘱することができる規定がありまして、それに基づき条例化したもので、別表の中に、教育委員会委員であるとか、監査委員であるとか、社会教育委員であるとか、学区審議会委員であるとか書かれております。

表彰の基準とする年数を定めない方がいいということですが、基本的に、市の表彰の中では、年数が定められておりますことと、年数を定めないと、何をもって表彰の基準としたらいいのかということになりますので、公平性の観点からも、表彰の基準とする年数を定めておきたいということがあります。

また、10年以上の方を表彰するというのは、行革で10年を超えて在任している委員は選任しない方がいいとしていることから、今まで12年で表彰していたものを10年で表彰しようとするものです。これは、市の表彰の基準の方で10年以上に改正しましたので、それに合わせる形となっております。

また、教育長と教育委員を教育委員会で表彰する必要はないのではということについてですが、市の表彰では、教育長と教育委員は在職15年で表彰することとなっております、教育委員会表彰では在職12年で表彰することとなっております。これは、教育行政に携わっていただいたことに対する表彰ですので、まず、教育委員会の方で表彰し、その後、さらに長く携わっていただいたときに、市の方で表彰するという形をとっております。この度、市の表彰基準を15年から12年に改正することから、教育委員会の表彰基準を12年から10年に改正することにより、教育委員会表彰と市表彰の基準年数の整合を図るものです。教育長と教育委員につきましては、今後も、その功労に対し、教

育委員会で表彰してまいりたいと考えております。

なお、婦人会の活動状況につきましては、現在、確認できておりませんので、申し訳ありませんが時間をいただきたいと思っております。

小川委員：確認ですが、指針の中で、一つの附属機関等に引き続き10年を超えて在任している委員は選任しないこととされていますが、例えば、教育委員の場合、任期が4年ですから、3期務めると12年になるので、3期務めたら、もう再任しないということでしょうか。

鬼澤教育総務課長：教育委員会は附属機関ではありませんので、そういうことにはなりません。

佐藤委員：選任との関わりからすると、一方では長くやらないでほしい、一方では長くやった人を表彰するというので、高木委員がおっしゃるように、何か矛盾を感じます。

それと、規則の読み方ですが、「教育委員会が」までが、「委嘱する非常勤特別職」の主語だと思うのですが、そうすると、教育長と教育委員は表彰の対象ではないと読めるので、表彰の対象から外してもいいのではないかと思います。私は、報酬をもらっている人は表彰されなくてもいいと思います。本当にボランティアでやっていただいている日の当たらないような人を表彰するのが、本当の表彰の趣旨なのではないかと考えます。このことについては、すぐに結論を出すことはできませんが、今後、表彰をもらった人が感激するような表彰にしていく必要があるのではないかと考えます。

鬼澤教育総務課長：印旛管内でも、教育委員会で教育長と教育委員を表彰しているところと、していないところがありますが、これまでずっと表彰してきたものを、特段の理由がない中で、ここで急に表彰を取りやめるということは、中々難しいものと考えます。

また、第3条第1号の規定ぶりにつきましては、「教育委員会が」までが、「委嘱する非常勤特別職」の主語と読めますことから、表彰対象者を明確にするため、文言の整理を併せて行うものです。

関川教育長：成田市の市表彰がありまして、市表彰の方で一部改正があることから、教育委員会表彰についても、市表彰との整合を図る観点から、同様の部分について一部改正する提案をさせていただいております。他にご質問等ございますか。

福田委員：年数のカウントの仕方ですが、例えばPTAとかで、会長を3年務めた後、1年空いた後に会長を3年務めた場合、年数は合算されますか。また、PTAの年数と非常勤特別職の年数は合算されますか。

鬼澤教育総務課長：在職年数に中断がある場合は、前後の在職期間を合算することになります。PTAと非常勤特別職につきましては、職種が異なることから規定する号が別になっており、合算はされません。

小川委員：私は、佐藤委員のように、教育委員会が教育長や教育委員を表彰するというのは、何かおかしいような気がします。これは、辞退もできるわけですね。

鬼澤教育総務課長：表彰の辞退につきましては、これまでにはなかったものと思われていますが、特に規則に明記してありませんので、できると思います。

関川教育長：先程もご説明しましたが、教育委員会の表彰規則につきましては、市の表彰規則に沿った内容で規則を制定しております。教育長や教育委員に対する表彰が必要であるかないか、議論は必要であると思いますし、今回、ここで皆様からいただいたご意見は、その通りであると思います。

議長：その他、何かございますか。

それでは、議案第4号「成田市教育委員会教育功労者表彰規則の一部改正について」は、ただいま委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、事務局案を修正したいと思います。賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は、一部修正のうえ承認されました。

議案第5号 「成田市就学援助費支給規則の一部改正について」

高梨学務課長：

それでは、議案第5号、成田市就学援助費支給規則の一部改正について、ご説明させていただきます。

就学援助費の制度は、学校教育法第19条の規定により、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して援助するもので、生活保護の決定を受けているときは要保護児童生徒と、市で定める基準により要保護児童生徒に準ずると認められるときは準要保護児童生徒と認定し、それぞれ就学援助費を支給するものです。

国から、平成29年3月31日付けで、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学援助費補助金交付要綱の一部を改正した旨、通知を受けました。これは、入学時に必要なランドセル代や制服代などの費用である「新入学児童生徒学用品費等」に係る就学援助を、実際に援助を必要とする時期である入学する年度の開始前に支給した場合において国庫補助対象とするよう改正したものです。

本市では、これまでも国の要綱に合わせて、準要保護児童生徒に係る就学援助費を支給しておりますことから、同様に入学に際し必要となる学用品費に係る就学援助費を、入学する年度の開始前に支給することができるようにするため、成田市就学援助費支給規則の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容について、ご説明いたします。就学援助費の対象につきまして、入学予定者に加え、「児童生徒等」といたします。支給対象経費につきましては、新入学児童生徒学用品費と同額の費目として、入学準備学用品費を加え、入学予定者又は第6学年の児童を支給対象といたします。ただし、入学後に申請する場合には、従来どおり、新入学児童生徒学用品費を支給することとし、両費目を区別するとともに、重複しての受給はできないことと定めます。申請につきましては、就学する予定の公立の小学校の校長を経由することとし、入学準備学用品費に係る就学援助費は教育長が別に定める期間に申請しなければならないといたします。具体的には、12月から1月を申請期間と考えております。この申請に対する結果につきましては、学校を通さずに保護者に直接通知するものといたします。支給期間につきましては、新入学の前年度の認定があった日から支給日までと定めます。支給時期は3月上旬を考えております。支給につきましては、これまでは学校に支給しまして、費目によっては現物支給あるいは保護者に現金支給しておりましたが、学校の事務的な負担を考慮し、入学準備学用品費と新入学児童生徒学用品費につきましては、教育長が直接認定者に支給することができるようにいたします。このほか、マイナンバー制度に関する条例施行規則において、就学援助費の対象に入学予定者に加え、「児童生徒」を「児童生徒等」とする改正を行います。説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

《議案第5号に対する質疑》

高木委員：就学援助費については、以前に申し上げた時は予算の関係で難しいといったお話がありました。このように速やかに対応していただけることは、ありがたいことだと思います。ただ、もう少し支給額を上げてほしいと思います。

マイナンバーについて、これから子育てのワンストップサービスが始まりますが、保育園の入所申請のように、就学援助の制度も子育てワンストップサービスで処理可能な業務に加えて利便性の向上を図ることを考えているのでしょうか。

また、学校訪問をして眼鏡をかけているお子さんが結構多いと思ったのですが、就学援助費でメガネは購入可能なのでしょうか。

また、就学援助費に児童ホーム保育料を対象とする費目はあるのでしょうか。

高梨学務課長：就学援助の制度につきましては、学校を通して申請受付から支給までを行っていることから、オンラインのみで処理を完了することは難しいと考えております。ただし、申請書はホームページから入手可能であり、子どもの貧困対策ポータルサイトに施策を登録して情報を提供しております。また、マイナンバー制度を活用して、申請時の添付書類を簡略化し、利便性向上を図っています。

眼鏡につきましては、就学援助費のうち、学用品費、通学用品費については、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品と通常必要とする通学用品の購入費と定めておりますが、眼鏡は学用品というよりはむしろ生活用品であり、通常必要とする通学用品とも言えないため、対象としておりません。

児童ホームは、放課後や休業中の生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ることを目的とする児童福祉に係る制度ですので、就学援助費には児童ホームの保育料を対象とする費目はありません。

議長：眼鏡につきましては、学用品費の対象とすることは中々難しいとは思いますが、高木委員がおっしゃるように、学校によっては相当数の子どもが眼鏡を使用しております。貴重なご提言をいただきましたので、よく考えていただきたいと思います。

他に何かございますか。

福田委員：認定申請のところで、「担当民生委員の協力を得て確認し」とありますが、昨年度はマイナンバーを利用して行っていたのに、今年度はマイナンバーを利用しないというよ

うに聞いたのですがどうなのでしょう。民生委員の方たちも、確認の仕方について混乱されていて、年度初めに担当のリストが届いていたのに、今年度は来ていないということをお話されていました。担当課の学務課の方に確認したところ、7月に送りますということでしたが。また、中学校の校長先生が、民生委員さんを集めてそのリストを渡したということも聞いています。民生委員さんの方に連絡する方法を統一していただきたいと思います。

また、高木委員からも児童ホームについてお話がありましたが、要保護、準要保護のお子さんたちが、放課後、お母さんが働いているため放置されているような状態になっていることがあるらしいのですが、児童ホームの保育料に対する補助はできないのでしょうか。

議 長：児童ホームにつきましては、児童福祉に係る制度であり、教育委員会の管轄ではありませんので、そこに関して詳しくお答えはできませんが、それ以外について、説明をお願いします。

高梨学務課長：民生委員による協力につきましては、新規の方について校長が必要と判断する場合にお願いしております。マイナンバーにつきましては、今後とも所得状況等の確認に活用してまいります。

福田委員：では、これからもマイナンバーを活用していくということで、新規の方について、民生委員に連絡が来るということですね。

高梨学務課長：その通りです。なお、児童ホームの保育料についてですが、生活保護世帯等、一定の要件を満たす世帯は、減免の対象となるようです。

議 長：その他、何かございますか。

ないようですので、議案第5号「成田市就学援助費支給規則の一部改正について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

議案第6号 「成田市指定文化財の解除及び指定について」

田中生涯学習課長：

それでは、議案第6号、成田市指定文化財の解除及び指定について、ご説明いたします。

この件につきましては、3月と4月の教育委員会会議でご報告させていただいておりますが、平成18年3月17日付けで成田市の指定文化財に指定しておりました、楽満寺の「ガラス絵馬及び板絵馬類」39点の内38点が、平成29年3月7日付けで「楽満寺の安産子育て祈願関係資料」として千葉県指定有形民俗文化財に指定されたため、成田市文化財の保護に関する条例第5条第3項の規定により市の指定は解除となりました。そこで、残る算額の板絵馬1点について、市の指定をいったん解除し、名称等を変更して成田市指定文化財に指定しようとするものです。

資料3ページに写真がございますが、この算額の絵馬につきまして、有形民俗文化財の「ガラス絵馬及び板絵馬類」の指定を解除し、新たに、種別を歴史資料、名称を算額として指定することにつきまして、平成29年7月20日に開催されました成田市文化財審議委員会会議に諮問し、審議の結果、資料2ページのとおり答申を受けましたので、ご承認いただきたく、お諮りいたします。

議 長：ただ今の提案に対して、ご質問等がございますか。

特にないようですので、議案第6号「成田市指定文化財の解除及び指定について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

(2) 報告事項

報告第1号については、成田市教育委員会会議規則第20条第1項の規定により非公開とする。

<これより非公開>

報告第1号 「成田市青少年問題協議会委員の委嘱について」

田中生涯学習課長：

報告第1号、成田市青少年問題協議会委員の委嘱について、報告させていただきます。

今回、3月31日付けで成田防犯連合会防犯部成田市部会推薦の岩館稔氏が退任されましたので、後任に高仲寛明氏が推薦され、平成29年4月1日付けで委嘱されましたのでご報告いたします。

なお、任期につきましては、成田市青少年問題協議会設置条例第3条第3項の規定により、前任者の残任期間となり平成30年7月15日までとなります。

《報告第1号に対する質疑》

高木委員：先程の表彰規則の中で10年を超えて在任している委員は選任しないという指針がありました。10年以上在任されている方はいらっしゃいますか。

田中生涯学習課長：青少年問題協議会委員につきましては、10年以上在任されている方はいません。

<非公開を解く>

6. その他

その他 「大栄みらい学園の校章のデザインについて」

鬼澤教育総務課長：

大栄みらい学園の校章のデザインについて、ご報告いたします。お手元の資料は、大栄みらい学園の校章の候補として、大栄中学校の美術部の先生と生徒にご協力いただき、デザインを考えていただいたものです。デザインのコンセプトとして、新しく生まれる学校だから、今までにないような校章にしたいということと、オーソドックスな左右対称ではないデザインにしたいということで、提案していただきましたが、左右対称のデザインも1つあります。来月、大栄地区小中一貫教育準備委員会がありますので、そちらでも報告をし、ご意見をいただき、なるべく今年度中に校章を決めたいと考えております。

それぞれのデザインにつきまして、資料に説明がございますが、デザイン①と②については、惑星の引力を利用し、人工衛星をより遠くへ飛ばす技術であります「スイングバイ」を図案化

したものです。デザイン③と④は、5つの学区、あるいは、1年生から9年生までを階段で表し、「みらい」に向かって一步一步上って行くとか、それぞれの学年から吹き上がるエネルギーが一つの方向へ向かっていくとかを表現しています。デザイン⑤は、階段とスイングバイのイメージを合わせたデザインです。デザイン⑥は、オーソドックスな左右対称のデザインで、地域の特産であるサツマイモの葉を図案化したもので、葉脈の6つのブロックは、小学校5校と中学校1校を合わせた数となっています。委員の皆様から、ご意見を伺いたいと思います。

《質疑》

佐藤委員：まず、私の意見としてですが、やめてほしいのがサツマイモです。大栄はサツマイモだという観念はいかかなものかと思います。それと、5つの学区ということですが、5つということにあまりこだわってほしくないと思います。

福田委員：字体がみんな同じですが、これは決まったものなのでしょうか。デザインも、スイングバイや階段にこだわっていて、何か、同じような感じがします。

鬼澤教育総務課長：字体は英文字になっていますが、大栄を漢字で縦にデザインすることも考えられます。

高木委員：色は入らないのですか。

鬼澤教育総務課長：色は入りますが、まだ、そこまでの段階には至っていません。

関川教育長：デザインのコンセプトの段階ですので、ここから改良を加えていくものだと思います。

小川委員：スイングバイに固執してしまうと、デザインが狭くなると思います。もうちょっと、

何か、学校の校章として、子どもたちが誇りを持てるようなデザインの方がいいと思います。

高木委員：スイングバイはいい言葉なのでしょうか。惑星の引力を利用するということが、何か、自分の力ではなくて、他力本願のようなイメージがあります。

関川教育長：おそらく、一貫校としてさらに加速させようという意味合いなのでしょうが、デザインのコンセプトとして、スイングバイは他力本願のイメージもあるといったご意見を伝えて、デザインを再考することも必要かもしれませんね。

鬼澤教育総務課長：この学校で学んだことをエネルギーに、スピードを上げて「みらい」に飛び立つイメージということのようです。

佐藤委員：デザインの向きが、左に下がって行くように見えます。右肩上がりに見えるデザインの方がいいと思います。

福田委員：デザイン④は、スポーツウエアのブランドのロゴに似ているので、やめたほうがいいと思います。

議長：他に質問等よろしいでしょうか。それでは、いくつかご意見が出ましたので、大栄地区小中一貫教育準備委員会での議論に加えていただきたいと思います。

その他 「玉造小・神宮寺小 教育環境に関するアンケート結果について」

鬼澤教育総務課長：

玉造小・神宮寺小 教育環境に関するアンケート結果についてご報告いたします。

お手元の資料 1 ページをご覧ください。下段に今後の両校の児童数の推移が掲載されており

ますが、平成 28 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳等を基に算出した推移によりますと、2 校とも今後児童数が減少傾向にあり、玉造小では5年後の平成 34 年度には29年度に比して約 47%、神宮寺小では約 40%減少すると見込まれております。但し、この数値には今後の宅地開発や転出入などの要因は加味されておられませんので、変更になることはあります。

今回のアンケートは、このように児童数が大きく減少する中、学校の統廃合や学区の見直しなど教育環境のあり方について、保護者の方のご意見を伺うべく実施したものであり、6 月の下旬に学校を通して調査用紙を配布し回収したものです。回収からとりまとめまであまり時間がなかったため、本日の配布になってしまい申し訳ありません。

回収状況ですが、中段の表のとおり、玉造小では 93.1%、神宮寺小では 80.3%、全体では 88.1% の回収率になっております。

2 ページ以降が調査結果です。まず、設問として今後児童数の減少が見込まれる状況に対するご意見を伺い、設問(A)として学校規模を適正化するため、学校統廃合や学区の見直しが必要だと思いませんか、また、設問(B)では、見直しが必要であると答えた方に、見直す時期について伺いました。2 ページの表は両校の学年毎の状況を掲載しております。

3 ページをお開き願います。全体の状況を円グラフにしたものです。

上段の全体のグラフをみますと、見直しが必要であり、「すぐに見直した方が良い」と答えた方は全体の 14.1%、見直しは必要だが「しばらく推移を見守ってから見直した方が良い」が 35.3% です。この 2 つを合わせますと、見直しが必要であると思う方は約 50%となります。「見直しが必要か否かどちらとも言えない」が 30.3%、「見直しが必要とは思わない」が 18.1%となっております。下段は両校の状況ですが、一番かい離が大きいのが、「見直しが必要とは思わない」で、玉造小の 11%に対し、神宮寺小が約 3 倍の 31%となっております。

4 ページをご覧ください。設問(C)では見直しの方法としてどのような見直しが良いと思うか、をうかがっておりますが、この設問は見直しの必要性の有無にかかわらず全世帯が回答する設問で、記入があった方のみ集計しております。回答としては、「玉造小と神宮寺小を統合する」を選択した人が全体では 58.2%、「学区の変更により児童数を調整する」を選択した方が 35.8% となっております。両校の傾向を見ますと、玉造小では 3 分の 2 が統合を選択したのに対し、神宮寺では逆に半数以上が学区変更を選択している状況です。

次に、中段、設問(A)で見直しが必要と思うと回答した方で、それを選択した主な理由を自由記述で回答していただいたものを傾向毎に集計したものです。一番多いのが、表の3段目「人数が少ないと競争や人間関係が固定されてしまい、活動内容にも制限が出てくる」で全体では2割程度の方が選択しております。但し、半数以上が未記入ですので、傾向を明確に示すのは難しいと思います。

続いて、下段、設問(A)で見直しが必要と思わないと回答した方で、それを選択した主な理由を傾向毎に集計したものです。こちらも半数以上が未記入であり、また数も少ないので傾向を見るのは難しい状況ですが、「小規模学校の環境が良い」と感じる方が比較的多い状況です。

5 ページをお開き願います。以降自由記述の抜粋となります。設問(A)で見直しの必要性の有無について、「どちらとも言えない」を選択した主な理由の抜粋です。内容的には、現段階では判断できない。今後議論を尽くしたうえで、最良の選択を見出していきたい。小規模校、大規模校それぞれメリット、デメリットがある。母校がなくなることは寂しい。今後の宅地造成などの状況を見てからでよいのではないかと。といった意見です。

次に、設問(D)では見直しの方法について具体的な考えについて記入していただき、その抜粋です。見直しの必要性の有無にかかわらず全世帯から回答していただくものです。主なものを申し上げます。ニュータウン内でも増えている地区があるが今後増え続けていくことはなく、ニュータウン全体の問題として考えて行くべきではないか。両校とも残せるような方法を模索していく必要がある。学区変更は地域の区割りも変更するので、望まない方も多いのではないかと。統廃合は最終手段であって、学区を拡げて児童を分散したらよいのでは。中台小との統合に言及。1クラス20名未満であれば統合もあるが、駅前開発が進むようであれば統合は必要ない。6 ページ掲載のご意見ですが、増加している吾妻小の学区の一部を見直してはいかがかと。統合の形として玉造、神宮寺、八生の統合もよいのでは。といったご意見がありました。

次に、設問(E)ではその他のご意見について記入していただき、その抜粋です。主なものを申し上げます。少子傾向の中にあって、児童数の減少は避けて通れない、親の色々な意向もあり、それにこたえられるようなアイデアを見つけていければよいのでは。今回の2校を統廃合しても、似たような問題がほかの地区でも起こりうる、NT内に学校を新設するのがベストではないかと。小規模校のメリットや、大規模校の良さなどについてのご意見。母校がなくなってしまう

のは悲しい、学区の変更で児童数を調整すべき。7ページになりますが、統廃合により、失われることの方が大きいのでは。湯川駅周辺の開発が期待できるなら、見直す必要はない。子供の数は減っているが、その分厚く対応していただけて、現状に満足している。といったご意見がありました。

自由記述なのでいろいろなご意見がありました。現状の教育環境に対し、大きく不満を持っているといった状況ではないとの印象があります。こうした中、児童数の多少はあるが、それぞれ良さもあり、すぐに手を打ってほしいというご意見は少なかったように思います。また、母校に対する愛校心から、統廃合で学校が無くなるのは、悲しい、寂しいといったご意見も複数ありました。

アンケートの結果は以上となりますが、冒頭申し上げましたように、今回のアンケートは、児童数減少の中、地区の方の意向を把握するべく実施したものです。先ほどご覧いただいた円グラフのとおり、見直しをした方が良いと思う方は、2校、あるいは、全体の状況を見ても半数前後いるものの、すぐに見直した方が良いと考える方は、15%程度となっています。更に、思うと答えた方の中でも、すぐに見直した方が良いと思う方は4分の1程度で、約4分の3の方はしばらく推移を見守ってから等と答えています。また、自由記述の中でも現状に不満を持っている方は、ほとんど見受けられませんでした。

今回のアンケート結果からは、現時点で当該地区において学校統廃合や学区の変更に早急に着手する状況にはないと考えています。また、統廃合や学区の変更は地区の状況にも大きく影響を与えることから、より慎重に進めていくべきものと考えております。いずれにいたしましても、今後も児童数の推移を注視していくとともに学校規模の違いにより教育の質の格差が生じないようにしていくことが大切であると考えております。

なお、今回の結果につきましては、本日ご報告させていただきましたが、今後、学区審議会においてもご報告する予定です。

以上、雑駁ではございますが、玉造小・神宮寺小 教育環境に関するアンケート結果についてのご報告といたします。よろしく願いいたします。

《質疑》

小川委員：玉造小学校も神宮寺小学校も、将来的には、現在の半分近くの児童数になってしまう見込みです。アンケートの中にも、成田湯川駅周辺の開発が期待できるうちは、早急な見直しはせずという意見がありますが、あの辺りの開発はどのような予定になっていますか。

鬼澤教育総務課長：予定につきましては、はっきりしたことはわかりかねますが、成田湯川駅の北側が調整区域で中々開発が難しいようです。南側は、ある程度開発というのはできるということを都市計画課から聞いていますので、ニュータウン寄りの南側につきましては、何らかの開発といった動きが出てくる可能性はあるのではないかとこのころです。

小川委員：面積的には、狭いですよね。

鬼澤教育総務課長：面積的にあまり広くありませんので、大きなマンションを建てるといったことは厳しいと思いますが、開発の余地はあるということです。

議長：玉造小・神宮寺小 教育環境に関するアンケート結果から、早急な見直しはまだ必要ないだろうという見方をしておりますが、委員の皆様、ご意見はございませんか。

福田委員：アンケートのご意見の中に、学区を見直して吾妻の方からというご意見がありますが、それはやめていただきたいと思います。学区を見直すと、今までの友達と離れてしまいますし、家庭の環境自体が変わってしまいとても大変なことになると思います。人数合わせのために遠い学校に行かなければならなくなるのは、少し違うのではないかと思います。神宮寺小の方が、まだ統合しなくていいのではないかとこの回答の割合が多いのは、少人数で満足しているのではないかと思います。中台小も少人数なのですが、どこかと統合しようといった話はありません。学校自体が良ければ、そういった統合の

話が出ないのではないかと思います。

その他 「大谷津運動公園スケートボードパークの開園について」

伊藤スポーツ振興課長：

スポーツ振興課から、大谷津運動公園スケートボードパークの開園についてお知らせいたします。成田市初のスケートボード場となる大谷津運動公園スケートボードパークが、7月29日（土）にオープンいたします。本施設は、より多くの方に利用していただけるよう、スケートボードを始めたばかりの方から、中級者程度の方の利用を中心に考え、楽しみながらスキルアップできるような構成となっております。

滑走面は、約1,000平方メートルで、ミニランプ、モーグル、バンクなどの各セクションを配置し、様々な楽しみ方ができる施設となっております。

利用時間につきましては、5月1日から8月31日までは、午前9時から午後7時まで、9月1日から12月26日まで及び1月6日から4月30日までは、午前9時から午後5時までとなっております。利用料金につきましては、無料です。

スケートボードパークの利用につきましては、ヘルメットを着用しない方や4歳未満の方は利用することができません。また、4歳から小学6年生までは、成人の保護責任者の同伴が必要となっております。

なお、係員につきましては、常駐ではありませんが、日中、適宜、園内を巡回いたします。

スケートボードパークにつきましては、2020年東京オリンピックの追加種目に決定し、今後、更なる普及が見込まれ、児童生徒も利用する施設となりますので、教育委員会委員の皆様にお知らせをさせていただきました。

議長：ただ今の報告について、質問等はございますか。

福田委員：スケートボードはかなりスピードが出ると思うのですが、子ども専用の場所がありますか。

伊藤スポーツ振興課長：子ども専用といった場所はありません。大人と子どもと一緒に利用していただくことになります。

福田委員：初心者から中級者程度の方を対象とした施設ということですが、上級者の方はあまり来ないと考えていますか。

伊藤スポーツ振興課：近隣にはスケートボードパークがないので、上級者の方も来るとは思いますが、本市の施設は、初心者から中級者向けの施設ですので、上級者の方にとっては、やや物足りないのかなと思われることから、上級者の利用が多いとは見込んでおりません。市原市に上級者用のスケートボードパークがありますが、そちらの施設と比べますと、やはり、本市の施設は、初心者から中級者向けの造りとなっております。

高木委員：大谷津運動公園の中の、どの辺りに設置されていますか。

伊藤スポーツ振興課：プールの奥のテニスコートの隣になります。線路側の隣です。

高木委員：コンクリート製ですね。

伊藤スポーツ振興課：はい、そうです。

佐藤委員：全面コンクリートの施設を開放し、係員が常駐しないということですが、例えば、利用者がけがをしたとき、市の施設としての対応はどうなりますか。

伊藤スポーツ振興課：入口のところに、注意事項の看板を設置しておりまして、事故等については、自己責任といたしますか、利用者には注意事項をよく読んでいただいたうえで、入場していただくことになります。

小川委員：どれだけの人数の利用者があるか、まだわかりませんが、たくさんの人が来場し、ぶつかったときに事故が起こり、けがをした場合などに対しては、どのように考えていますか。

伊藤スポーツ振興課：スケートボードパーク内のモーグルとかの施設につきましては、点検等の維持管理をいたします。施設に瑕疵がある場合は、市の責任になると考えますが、利用者同士の事故等につきましては、当事者間での対応になると考えております。

関川教育長：この施設を造るにあたっては、市内でも議論がありました。利用料についても、利用料を取るということは、管理者を置いて、常時、管理することになりますが、使い勝手等を考えた時に、自由に使えるようにした方が利用しやすいのではないかとということと、無料にした方が、スケートボードの普及に繋がるということで、利用料を取らないことになりました。先程、自己責任という話がありましたが、やはり、そのくらいの気持ちを持ってやらないといけない施設であり、注意事項やマナーを守って利用していただく必要があります。

伊藤スポーツ振興課：利用者につきましては、各人で安全面での対策を十分していただいたうえで、ルールを守って施設を利用していただきたいということで注意事項を掲示しております。係員が巡視の際にけが人等を発見した場合は、当然のことながら、救急車を呼ぶなどの対応を速やかに行います。

小川委員：今、日本人の中学生や高校生が活躍し、世界チャンピオンにもなっていますので、これから人気が出るスポーツだと思います。青少年が健全にスポーツに親しめる新たな場所として、いいのかなと思いますので、利用状況を見ながら、これから先、さらにいいものを造っていただきたいと思います。

福田委員：利用時間ですが、以前、夜中にスケートボードをやっているのを見かけましたが、午後5時に閉園というのは早すぎるのではないのでしょうか。仕事から帰ってから夜にジョギングする方とかもいますし、夜も利用することはできませんか。

伊藤スポーツ振興課：現状では照明がございませんので、暗い中での利用は危険となりますことから、利用時間を設定させていただきました。

関川教育長：日中に利用していただく施設だということですね。今後、利用状況等を見ながら、対策をとるのだと思いますが、初めてのスケートボードの施設ですので、なかなか予測がつかない部分もあると思います。夜中に勝手に入って利用され、事故が起こっては困りますので、やはり、利用時間については、何時までと決める必要があると思います。

伊藤スポーツ振興課：利用時間につきましては、隣のテニスコートの利用時間に合わせて設定させていただきました。また、スケートボードは、利用時にガーガーといったような音が出ますので、その辺りにつきまして開園後に調査したいと思っております。

7. 教育長閉会宣言